平成２３年（フ）第１８２９号
札幌市中央区北７条西26丁目３番１号　岡本病院
債務者　渡辺　正和
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９２３号
北海道石狩市浜益区川下305番地３
債務者　田中　孝晴
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９２８号
札幌市東区北７条東７丁目12番地11　光星団地４棟1406号
債務者　安武　　功
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９号
北海道留萌市堀川町２丁目66番地の１
債務者　福原　光昭
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第１０号
北海道増毛郡増毛町別苅51番地
債務者　近江　高志
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第４６２号
埼玉県飯能市大字笠縫347番地８
債務者　前久保俊二
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４９６号
埼玉県所沢市大字山口481番地の３　ワイズハウス202、前住所埼玉県狭山市広瀬東２丁目25番11―404号
債務者　佐々木　弘
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４９号
新潟県加茂市大字加茂新田1459番地
債務者　田島　英雄
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第５４号
新潟県三条市三竹１丁目18番７号　横山第２ハイライズ１号室
債務者　横山　晴之
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２７８号
静岡県沼津市中瀬町８番36号
債務者　山口奈津美（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
静岡県沼津市原町中３丁目４番地　県営住宅原町中団地Ｆ棟401号
債務者　相澤　則子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１３号
熊本市戸島西１丁目26番３―302号
債務者　中尾　康子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６５号
北海道岩見沢市栗沢町岐阜30番地２
債務者　福田　徳幸
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第６６号
北海道岩見沢市栗沢町岐阜30番地２
債務者　福田　清恵
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１７７号
神奈川県平塚市公所428番地の１
債務者　森田華津奈（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２９６号
神奈川県小田原市中曽根202番地　メゾンドール加藤407
債務者　小池　昭吾
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３５５号
神奈川県足柄上郡山北町岸1675番地７
債務者　倉本　勝司
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部